

二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年二宮町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 し尿を除く一般廃棄物の項金額の欄中「55円」を「110円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。